## 常勤教職員・非常勤教職員(フルタイム)用

**女性が取得できるタイミング** 男性が取得できるタイミング

男女共通

	学内制度	取得の男性		有給 無給	妊娠 産前 出産 産後 産後 1歳 3歳 パラウ 修了 修了	) 護 概要	期間
	不妊治療休暇	0	0	有給	不妊治療の期間	教職員の不妊治療に係る通院等のための休暇	1年の内5日(体外受精及び顕微授 精に係るものである場合10日)
	通勤緩和休暇	-	0	有給	妊娠中の期間	妊娠中の女性職員が、通勤に利用する交通機関の混雑具合が母体又は胎 児の健康保持に影響があると、医師等の指導を受けた場合に取得できる 休暇	所定勤務時間の始め又は終わりに1日 を通じて1時間を超えない範囲(合計 時間数の上限なし)
出	保健指導休暇	-	0	有給	妊産婦の期間	妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員が、妊産婦のための 保健指導又は健康診断を受けるために取得できる休暇	〜妊娠満23週:4週に1回 妊娠満24週〜35週:2週に1回 妊娠満36週〜出産:1週に1回 〜産後1年:その間に1回
産のた	母体保護休暇	_	0	有給	妊娠中の期間	妊娠中の女性職員が、休憩時間の延長や、休憩の回数の増加、捕食などが 必要であると医師等に指導を受けた場合に、取得することができる休暇	休息又は補食するために必要 と認められる時間(合計時間数の 上限なし)
ための制	妊産婦の超過勤務及び深夜勤務の制 限	_	0	_	妊娠~産後一年未満の期間	妊娠中又は出産後1年を経過しない女性職員が請求した場合には、超過勤務、休日の勤務および午後10時から午前5時までの間の勤務は免除されます。	妊娠~産後1年
度	産前休暇	_	0	有給	予定日の6週間前(多胎妊娠の場合14週間前)~出産日	6週間(多胎妊娠の場合14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合に、取得できる休暇	予定日の6週間前(多胎児 の場合14週間前)〜 出産日
	産後休暇	_	0	有給	出産の翌日から8週間を経過する日までの期間	女性職員が出産(妊娠12週以降の分娩)した場合に取得しなければならない休暇	出産日の翌日〜 8週間経過する日
	出産休暇	0	_	※1有給	妻の出産に係る入院等の日〜出産後2週間を経過する日	職員の妻が出産する時に取得できる休暇	合計2日間
	養育休暇	0	_	※1有給	予定日の6週間前(多胎妊娠の場合14週間前)から出産後の8週間までの期間	職員の妻が出産する時に、職員が子(出産した子又は未就学児)を養育するために取得できる休暇	合計5日間
	育児休業	0	0	無給(給付金)	満3歳未満(2回まで分割可)	満3歳に満たない子を養育するために休業することができる制度(別途利用条件あり)	満3歳の誕生日の前日まで
育	出生時育児休業(産後パパ育休)	0	0	有給	出生日または出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内(4週間を限度/2回まで分割可)	子の出生後8週間以内の期間内に当該子を養育するために休業することができる制度(別途利用条件あり)	子の出生後8週間 のうち4週間
児のた	保育休暇	0	0	有給	1歳未満まで	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳、託児所への送り迎え等の世話を行う場合に取得できる休暇	1日2回各30分
ための制度	子の看護等休暇	0	0	有給	小学校3年生修了まで	小学校3年生修了までの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の世話等のために取得できる休暇(子の風邪や入学式への参加などでも可)	1年の内5日の範囲(子が2人以上の場合10日)
	育児短時間勤務	0	0	減額 (給付金)	小学校就学の始期まで	小学校就学前の子を養育するために勤務時間および勤務日を変更することができる制度(有期雇用者は別途利用条件あり)	小学校就学の始期に達するまで
	育児時間休業	0	0	減額 (給付金)	小学校就学の始期まで	小学校就学前の子を養育するために、所定勤務時間の始め又は終わりの時間を休業とすることができる制度(有期雇用者は別途利用条件あり)	小学校就学の始期に達するまで (1日2時間以内)

## 常勤教職員・非常勤教職員(フルタイム)用

女性が取得できるタイミング

男女共通

■ 男性が取得できるタイミング

	学内制度	取得(	<sup>の可否</sup> 女性	有給 無給	妊娠	産前			<b>金 産</b>	. 4	. 歳 :	3歳	小	入字 /	-	小6 修了		介護	概要	期間
介	介護休暇	0	0	有給											:	介護を必	必要とす	る期間	要介護者を介護するために勤務しないことが相当と認められる場合に取 得できる休暇	1年のうち5日の範囲内(要介護者が2人以上の場合10日の範囲内)
護 の た	介護休業	0	0	無給(給付金)											1	介護を必	要とす	る期間	要介護状態にある家族を2週間以上にわたり常時介護するために休業する制度(別途利用条件あり)	要介護ごとに3回まで、通算して6 カ月の範囲内
めの	介護部分休業	0	0	減額											1	介護を必	要とす	る期間	要介護状態にある家族を介護する職員が、所定勤務時間の始め又は終わりにおいて、1時間単位で休業できる制度(別途利用条件あり)	6カ月の範囲内 1日4時間まで
制度	介護時間休業	0	0	減額												介護を必	必要とす	る期間	要介護状態にある家族を介護する職員が、所定勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分単位で休業できる制度(別途利用条件あり)	3年の期間内 1日2時間まで
育児・介	遅出早出勤務	0	0	-							小学校们	修了まで	の期間			介護を必	多要とす	る期間	小学校6年生までの子を養育する職員、または要介護者を介護する職員が 請求した場合、始業・終業の時刻を変更することができます。(所定労働時 間の変更は無し、始業時刻は7時以降、終業時刻は19時以前)	小学校終了までの期間 介護を必要とする期間
護のための	超過勤務の制限	0	0	-				\J\\$	学校就学	学の始期	に達する	までの期	期間		:	介護を必	必要とす	る期間	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は要介護者を介護する職員が請求した場合、超過勤務を1カ月について24時間、1年について150時間以内に制限します。	小学校就学の始期に達するまでの 期間 介護を必要とする期間
制度	深夜勤務の制限	0	0	-				小草	学校就学	牟の始期	に達する	までの期	用間			介護を必	多とす		小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、又は要介護者を介護する職員が請求した場合、深夜勤務が免除されます。	小学校就学の始期に達するまでの 期間 介護を必要とする期間
	ベビーシッター割引券	0	0	-					小	∖学校3年	手生まで	<b>*</b> 2							教職員とその配偶者が就労時に家庭内育児等のためのベビーシッター(登録事業者に限る)を利用する際に使用できる割引券	小学校3年生まで※2
その他の	研究補助員配置制度	0	0	_						妊娠	中~小学	学校6年生	生まで		4	介護を必	多要とす	る期間	出産・育児、または介護・看護などに携わる研究者に対し研究時間を確保するために、研究補助員を配置する制度 詳細はこちら⇒https://www.dei.utsunomiya- u.ac.jp/worklife/support-system/	介護を必要とする期間 妊娠中~小学校6年生まで
制度	託児支援制度	0	0	_			•				小学校6	5年生まで	ē.						大学入学共通テスト、オープンキャンパス実施時に業務時間内の託児料金 を一部補助する制度	小学校6年生まで
	女性研究者支援メンター制度	-	<b>%</b> 30	-						全ての	期間								一定の職務経験等を有する教員が、メンタリングを行い、女性研究者が職場に適応し、キャリアを形成していくためのノウハウや育児・介護等といった生活と研究との両立を支援します。	全ての期間

<sup>※2</sup> 健全育成上の世話を必要とする(身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている)場合、小学校6年生まで

※3 本学に在職する女性研究者及び本学の大学院に在籍する女子学生